

福岡県知事指定特産民芸品ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県知事指定特産民芸品ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 ロゴマークの使用を通じて、県知事指定特産民芸品の効率的な普及啓発等を図ることにより、県知事指定特産民芸品の認知度を向上させ、伝統工芸品産業の振興に資することを目的とする。

(使用の範囲)

第3条 ロゴマークの使用範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

- (1) 製品やパッケージ等に貼付するシール等への使用
- (2) 工芸品の説明資材、機関紙等（パネル、ポスター、チラシ、パンフレット、のぼり、ホームページ等）への使用
- (3) 新聞、雑誌、テレビ、インターネット等での掲載
- (4) その他知事が適当と認めた場合

(使用者)

第4条 ロゴマークを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 福岡県特産工芸品等指定要綱第2条により、県知事指定特産民芸品の指定を受けた工芸品を製造する者又はその者を構成員とする団体
- (2) 国
- (3) 県内の地方公共団体
- (4) 報道機関（報道目的で使用する場合に限る）
- (5) その他知事が適当と認めた者

(使用の申請及び承認)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ県知事指定特産民芸品ロゴマーク使用申請書（様式第1号）を福岡県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を得なければならない。

ただし、前条第2号から第4号に規定する者が、県知事指定特産民芸品の広報及び報道等の目的で使用する場合は、この限りではない。

2 知事は前号の使用申請書を受理したときは、これを審査し、県知事指定特産民芸品ロゴマーク使用承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

3 前号の承認をする場合において、知事は使用条件を付すことができる。

(使用不承認の基準)

第6条 次に掲げる各号に該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 第2条及び第4条の規定に該当しない場合
- (2) 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想又は宗教等の活動に関するものと認められる場合
- (4) 福岡県暴力団排除条例の趣旨に反し暴力団を利することとなると認められる場合
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- (6) その他、知事が不適切であると判断した場合

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者がロゴマークを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマーク使用ガイドラインに定められたルールに従って使用すること。
- (2) ロゴマークを活用し、福岡県知事指定特産民芸品の認知度向上に努めること。

(承認の取消等)

第8条 知事は、次に掲げる各号に該当する場合は、ロゴマークの使用承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 本要領に従わない場合
- (2) 使用申請書の内容に虚偽があることが判明した場合
- (3) その他知事が必要と認める場合

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、福岡県はその責めを負わない。

2 使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、福岡県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(成果物の提出)

第10条 使用者は、ロゴマークを使用した際は、使用状況が分かる資料（印刷物、写真、電子ファイル等）を速やかに提出するものとする。

(使用料)

第11条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(商標権等)

第12条 使用者は、ロゴマーク及びロゴマークを含む媒体について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(使用者の責務)

第13条 ロゴマークの使用に起因して、消費者等から苦情等を受けた場合、使用者は責任をもってこれを処理しなければならない。

附 則

この要領は、令和6年3月26日から施行する。